

国民健康保険高齢受給者証・福祉医療費受給者証の更新のお知らせ

現在お持ちの受給者証の有効期限は、7月31日です。新しい受給者証を7月末までにお送りしますので8月1日からお使いください。

国民健康保険高齢受給者証

【対象者】 国民健康保険加入者で昭和18年8月2日～昭和23年8月1日
生まれの方

【有効期限】 2018年8月1日～2019年7月31日

昭和19年7月31日以前に生まれた方の有効期限は、75歳の誕生日の前日までです。

誕生日からは国民健康保険に代わって後期高齢者医療制度に加入することになります。

【負担割合】 毎年8月1日を基準日として、世帯状況及び前年の所得状況に基づいて負担割合を判定します。

福祉医療費受給者証

【対象者】 下の表に該当する者

子ども	出生から中学校卒業まで
心身障害者	特別児童扶養手当2級以上の人 身体障害者手帳3級以上の人 (65歳以上の方は4級でも該当になる場合があります) 療育手帳A1・A2・B1の人 精神障害者保健福祉手帳2級以上の人 障害年金1級の人 65歳以上国民年金法施行令別表該当者
母子・父子家庭 など	18歳未満の児童を扶養している母及び児童 18歳未満の児童を扶養している父及び児童 父母のいない18歳未満の児童
75歳以上 低所得者世帯老人	市民税所得割を課せられていない世帯

【有効期限】 2018年8月1日～2019年7月31日

※受給資格区分によって有効期限が異なる場合がありますので、届いた受給者証をご確認ください。

なお、子どもの受給者証の有効期限は中学校卒業までになっています。

上記有効期限と異なる有効期限の受給者証が届いた方は同封の通知をご確認いただき、該当する場合は更新の手続きをしてください。

また、更新の手続きは必要ありませんが、受給資格区分によっては、改めて手続きが必要になる場合があります。

福祉医療費資金貸付制度について

市民税非課税世帯に該当する福祉医療費給付金の受給資格のある方で、医療費の支払いが困難な方に対して、医療費の支払いにあてる資金を貸付ける制度があります。

要件に該当し貸付を希望される場合は、事前の申請が必要です。事後申請はできませんので、まずは高齢者・保険課までご相談ください。

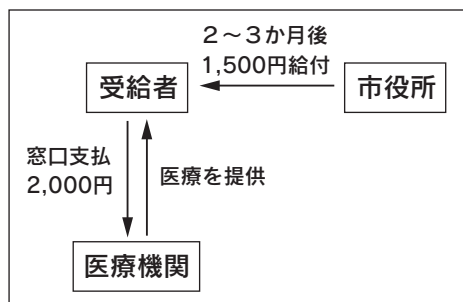
中学校3年生までのお子さんの 福祉医療費給付金の給付方式を変更します。

これまで、県内の医療機関の窓口で受給者証を提示していただくと、支払った医療費から1医療機関につき月額500円(入院・外来別、医科・歯科別)の受給者負担金を差し引いた金額を登録口座へ振り込む自動給付方式により給付を行っていました。

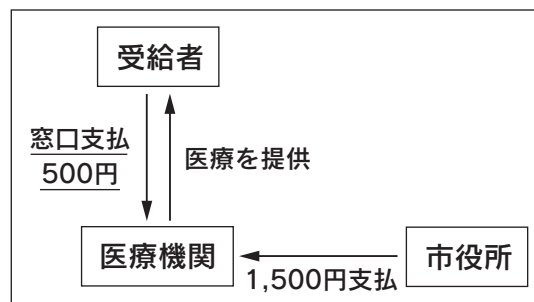
平成30年8月診療分から、県内の医療機関の窓口で新しい受給者証を提示いただくことにより、1医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)で支払う自己負担額が月額500円の上限で済む現物給付方式に変わります。

例) 医療費10,000円、未就学児(保険診療の自己負担2割⇒2,000円)の場合

現在の給付方式(自動給付方式)



新しい給付方式(現物給付方式)



新しい給付方式の受給方法

●県内の医療機関にかかる場合…新しい受給者証の提示と1医療機関につき自己負担額月額500円(上限)の支払のみ。

※新しい給付方式(窓口支払が500円)の対象となる医療費

- ・医科・歯科・調剤・訪問看護療養費
- ・入院時食事代

(柔道整復師の施術療養費は、引き続き現在と同じ給付方式(自動給付方式)です。)

●次の場合には、病院等の窓口で保険診療の自己負担金を支払い、領収書および印鑑を持参のうえ、市役所高齢者・保険課 窓口にて給付を申請してください。

- ・受給者証を提示しなかった場合
- ・県外の病院・薬局などを利用した場合
- ・病院・薬局で新しい給付方式に対応できなかった場合
- ・スポーツ保険の申請をしたが、スポーツ保険の対象とならなかった場合

～お願い～

◆平成30年7月末までに新しい受給者証(左上に「現物」と記載されたあじさい色のもの)をお送りいたします。現在お使いの受給者証は、平成30年8月より使用できなくなりますので、市役所 高齢者・保険課、各保健福祉サービスセンター、各地区コミュニティセンターに返還いただきますようお願いいたします。

障害児、ひとり親家庭のお子さんについては、中学校卒業以降は現在と同じ自動給付方式に切り替わり、新しい受給者証が交付されます。

◆スポーツ保険の対象となる可能性がある場合について

保育園や学校でけがをして、スポーツ保険の申請をする場合は、福祉医療費の給付対象外となります。医療機関を受診する際は、保育園や学校でけがをしたことを伝えていただくとともに、受給者証は使用しないようお願いいたします。

◆国や県の公費負担医療の受給者証をお持ちの方へ

福祉医療よりも国や県の公費負担医療が優先されます。国や県の公費負担医療の受給者証をお持ちの方は、保険証、福祉医療費受給者証と一緒に国や県の公費負担医療の受給者証を医療機関の窓口で提示してください。

◆自己負担金500円のお支払いについて

茅野市では1レセプトあたり500円を自己負担金として設定しております。薬局の場合は、**病院が発行した処方箋ごと**に上限500円を薬局の窓口でお支払いいただく必要があります。

この自己負担金は、医療機関の事務手数料ではなく、ともに制度を支え合う一員として、給付制度を継続させるために受給者の皆様にもご負担をいただいているものです。

福祉医療制度を将来にわたり維持していくためにも、制度の仕組みや目的などをご理解いただき、適正な受診をお願いいたします。

国民年金保険料を納めることが困難なときは… ～保険料の免除・納付猶予制度があります～

保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請によって保険料の納付が免除・猶予される制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、お早めに申請をしましょう。

保険料免除制度

申請者本人、その配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料納付が全額免除または一部免除(4分の3、2分の1、4分の1)になります。

また、失業した場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなどを添付すれば前年の所得に関係なく審査される特例もあります。

○免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に入り、一部が年金額に反映されます。

納付猶予制度

50歳未満の申請者本人とその配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、保険料納付が猶予されます。世帯主の所得は審査対象となりません。保険料免除制度同様、失業特例を使うこともできます。

○納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に入りますが、年金額に反映されません。

～平成30年度の保険料免除・納付猶予申請の受付が7月から始まりました～

免除・納付猶予の承認期間は7月(または国民年金加入月)から翌年6月までです。

申請に必要なもの

- ・ 個人番号カードまたは個人番号通知カード ・ 本人確認のできる証明書(免許証等) ・ 印かん
- ・ 失業を理由とするときは、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピー

※申請書の「継続希望区分」欄、1の「はい」に○を記入し、全額免除・納付猶予の承認を受けた場合、翌年度以降も同じ免除区分で審査されます。平成30年度から、納付猶予が承認された場合、次の年度において全額免除の審査希望をすることができるようになりました。

ただし、次の方は継続となりませんので平成30年度分の申請が必要です。

- ・ 平成29年度(平成29年7月～30年6月)、失業等を理由とする特例で免除・納付猶予申請された方
- ・ 平成29年度(平成29年7月～30年6月)、一部免除で承認された方

学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合に在学中の保険料納付が猶予されます。

○学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に入りますが、年金額に反映されません。

学生納付特例の承認期間は4月(または国民年金加入月)から翌年3月までです。

申請に必要なもの

- ・ 個人番号カードまたは個人番号通知カード ・ 本人確認のできる証明書(免許証等) ・ 印かん
- ・ 学生証のコピー(有効期限が裏面にある場合は必ず両面をコピー)または在学証明書
- ・ 会社等を退職して学生になった方は、雇用保険受給資格者証または、雇用保険被保険者離職票のコピー

※毎年度申請が必要ですが、翌年度も同じ学校に在学する方には、日本年金機構から「学生納付特例申請書」が郵送されます。ハガキに必要事項を記入し返送することで申請手続きができます。

ただし、在学期間の変更や、在学する学校等が変更となった場合はあらためて申請書の提出をお願いします。

※将来受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を後から納める(追納する)必要があります(10年以内)。

保険料免除・納付猶予・学生納付特例は前年の所得を基準としていますので、所得の申告がないと審査できない場合があります。毎年の所得の申告は忘れずに行ってください。

地域おこし協力隊が行く! Vol.5

インターネットで茅野の魅力を発信しています!

昨年の4月から、地域おこし協力隊のメンバーでFacebookページを立ち上げ、茅野市とその周辺の魅力を発信しています。



▲ちの旅Facebookページのトップ画面



▲投稿したページの一例



地域おこし協力隊のメンバー全員が当番制で書いており、週に3回程度、茅野市中を飛び回って見たこと、聞いたこと、感じたことを撮りたての写真とともに紹介しています。「茅野市の外から来た」私たちならではの新鮮な驚きが満載!

すべての記事に、協力隊メンバーの一人であるCristina(クリスティーナ)による英語訳がつき、日本国内だけでなく全世界の人たちにむけて茅野の魅力を伝えられるようになっていきます。

記事の内容は、観光地の現在の情報やちの旅案内人がつくるプログラムの紹介のほか、茅野市の

各所で行われる村祭りや地元のイベントなど、さまざま!

投稿している内容はどれも茅野市民の方と交流しながら直接教えていただいたものばかりですので、「生きた茅野の姿」を見ることができます。

ページへのアクセスは、Facebookにて「chinotabi」と検索していただくか、以下のURLから。

<https://www.facebook.com/chinotabi/>

ページに「いいね!」またはフォローしていただくと、最新の情報をいつでも見ることができます。私たちの活動をご覧ください!